

「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による 国歌の斉唱に関する条例」案の採択に抗議する

1 本日、大阪府議会は、「大阪維新の会」が提出した「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」(本条例)案を、単独過半数を占める「大阪維新の会」などの賛成で可決した。本条例は、府の施設において執務時間中に国旗の掲揚を義務づけるとともに、政令市を含む府内公立学校の入学式や卒業式などで君が代を斉唱する際、教職員に起立・斉唱を義務づけるものである。

2 日本国憲法が、精神的自由に関する諸規定の冒頭で、思想・良心の自由を保障しているのは、大日本帝国憲法下において、治安維持法の運用にみられるように、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するという、内心の自由そのものが侵害される事例が少なくなかったことに対する反省によるものである。思想・良心の自由を制限するにあたって、公権力に対しては、こうした歴史的事実に対する正確な理解と配慮、きわめて謙抑的な態度が要請される。

3 君が代については、大日本帝国憲法下において天皇主権の象徴として用いられた歴史的経緯に照らし、現在においても君が代斉唱の際に起立すること自体が自らの思想・良心の自由に抵触し、抵抗があると考える国民が少なからず存在しており、こうした考え方も憲法19条の思想・良心に含まれるものとして憲法上の保障を受けるものである。国や地方自治体が、教職員に対し君が代の起立・斉唱を強制することは、教職員と子ども・保護者の思想・良心の自由を侵害するものとして許されない。

4 このように思想・良心の自由を侵害するおそれがあるからこそ、国旗・国歌法制定時には、国旗・国歌の義務づけや尊重規定を設けることは適当でない旨の政府答弁が国会でなされ、同法に国旗・国歌の尊重を義務づける規定が盛り込まれなかった。「新たに義務を課すものではない」旨の首相談話も発表された。

5 本条例は、こうした立法の経緯を全く無視するものであり、法律の趣旨を逸脱するものである。その内容は、教職員と子ども・保護者の思想・良心の自由を侵害するものであり、違憲な条例と言わざるを得ない。

6 本年2011年5月30日の最高裁第二小法廷判決も、東京都の都立高校の学校長が教職員に対して、日の丸に向かって起立し国歌を斉唱するよう命じることが、その者の思想及び良心の自由についての間接的な制約となることを認めているのである。個別具体的な事情を前提とする職務命令についてそうであるならば、あらかじめ抽象的に広く起立・斉唱を義務づける本条例が、思想・良心の自由の侵害として違憲であることは明らかである。

7 こうした違憲な条例を、十分な審議もせず府議会で単独過半数を占める「大阪維新の会」の多数の横暴で可決したことは、民主主義の蹂躪も伴うものであり、自由法曹団は怒りをもって強く抗議する。あわせて、本条例に基づいて教職員の処分がなされることが絶対にならないよう大阪府に強く求める。

2011年6月3日
自由法曹団
団長 菊池 紘